

消費者の利益守る法律

パインコット

来月、講演会やパネル展

促進する法律です。▼特定商取引に関する法律：訪問販売など消費者トラブルを生じやすい取引類型について、事業者による不公正な勧誘行為などを取り締まるとともに、クーリングオフなどの民事ルールを定めています。

▼消費者安全法：消費生活相談などの事務を行う消費生活センターを法律上位置付け、消費者被害の発生・拡大の防止のための措置や、すき間事案について事業者に対する勧告や命令などの規定を定めています。

このほか、「不当景活相談電話」

品類及び不当表示防止法」「食品安全基本法」「宅地建物取引業法」「賃金業法」などがあります。

なお、5月は消費者月間で、アイネスでも5月20日から31日まで の間、講演会やワーケシヨップ、パネル展などをを行う「アイネス消費者ウイーク」を実施します。多くの皆さん の参加をお待ちしています。問い合わせは、アイネス（☎097・534・2038）まで。（県消費生活・男女共同参画プラザ＝アイネス、☎097・533・0999）